## 在り方資料 1

## 松阪市民病院の在り方検証委員会



第1回 委員会

2023年6月18日



## 医師の働き方改革の影響について

## 働き方改革が2024年から適用され、医師の勤務環境の改善の実行が求められます

2024年から本格的に始まる医師の働き方改革



#### ≪医師の働き方に関する課題≫

- 医師の<u>自己犠牲的な長時間労働</u>により 支えられており危機的な状況。
- ・健康への影響や<u>過労死の懸念</u>、仕事と 生活の調和への関心の高まり等も踏ま え、改革を進める必要。
- 医師の需給や偏在、医師の養成のあり方、地域医療提供体制における機能分化・連携が不十分な地域の存在、国民の医療のかかり方等の様々な課題が存在。

▶労働時間管理の適正化



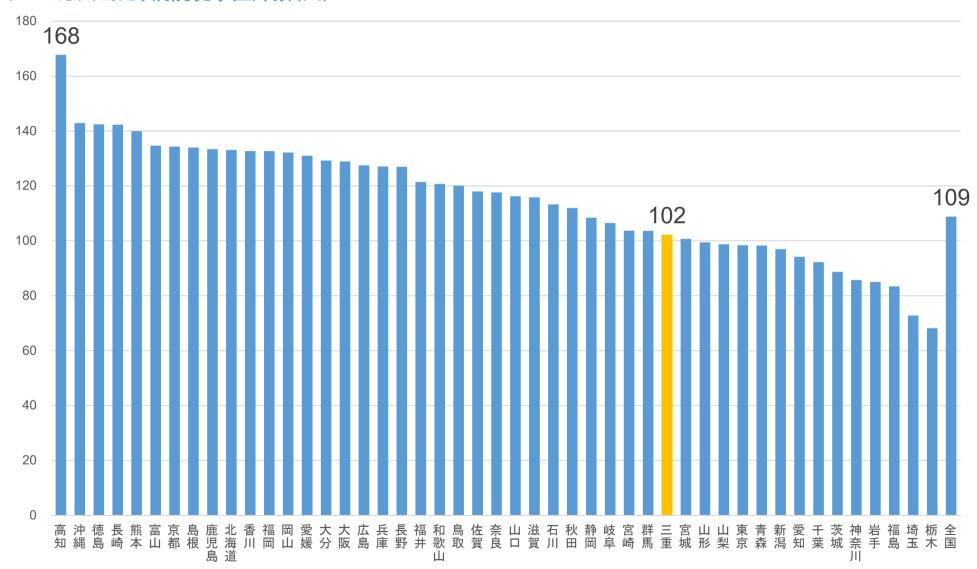
- ➤ 医療機関のマネジメント改革(意識改革、 チーム医療の推進、ICT等による効率化)
- ▶地域医療提供体制における機能分化・連携や医師偏在対策の推進、上手な医療のかかり方の周知を全体として徹底して取り組む
- ▶働き方と保育環境等の面から、医師が働きやすい勤務環境の整備
- ▶実効的な支援策、第三者の立場からの助言等

今後 目指していく 医療提供の姿

出所:厚生労働省 医師の働き方改革に関する検討会 報告書(平成31年3月29日)より加工

### 三重県は病院で勤務する医師が少ない県です

#### 人口10万人当たり病院従事医師数(人)

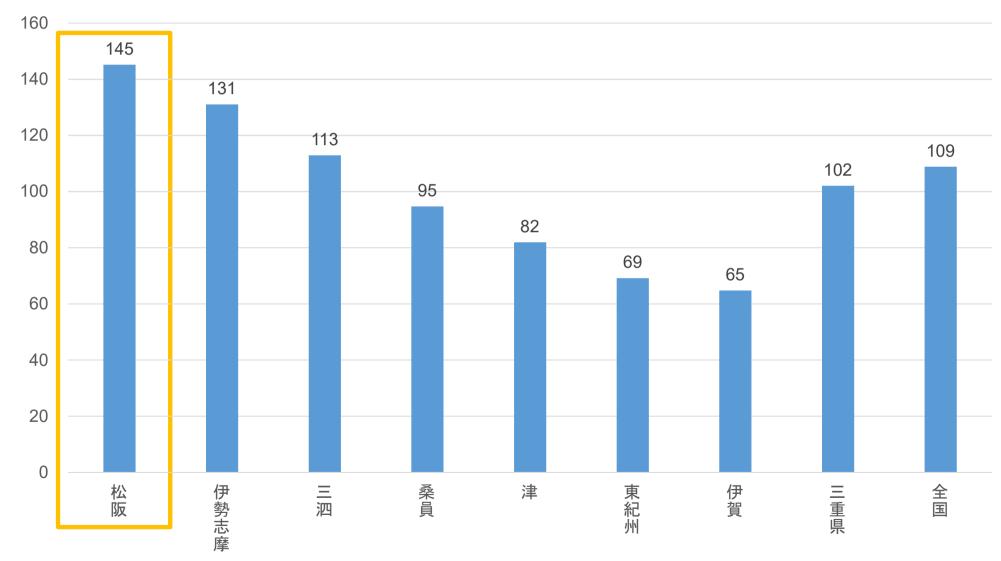


出所:令和2年医師・歯科医師・薬剤師調査 令和2年国勢調査

注釈:上記病院従事医師数は、病院で従事する医師数総数から、開設者又は法人の代表者、医育機関附属の勤務者、精神科医師数を除いて算定。

### 松阪区域は他の構想区域より病院で勤務する医師数が県内で最も多い区域です

#### 構想区域別 人口10万人当たり病院従事医師数



出所:令和2年医師・歯科医師・薬剤師調査 令和2年国勢調査

注釈:上記病院従事医師数は、病院で従事する医師数総数から、開設者又は法人の代表者、医育機関附属の勤務者、精神科医師数を除いて算定。

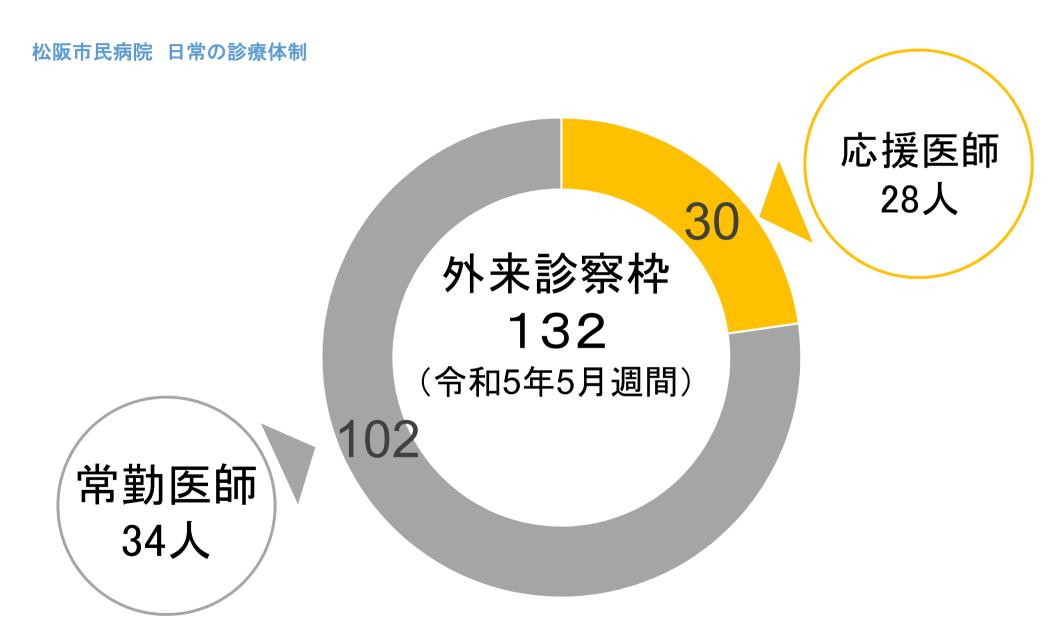
# 大学病院等から常勤医師のいない診療科も含め、応援医師の派遣を受けており、大学医局は日常の診療体制を支える大切な存在となっています

#### 松阪市民病院 日常の外来診察体制 (令和5年5月時点)

診療科	内科	外科	消化器内科	呼吸器内科	呼吸器外科	循環器内科	整形外科	リウマチ科	泌尿器科	眼科
常勤	1	5	3	8	2	3	3	0	3	2
応援	6	0	4	0	0	0	1	1	0	2
診療科	形成外科	皮膚科	歯科口腔外科	脳神経外科	神経内科	耳鼻咽喉科	乳腺外来	放射線科	疼痛外来	
常勤	0	1	3	0	0	0	0	0	0	

出所:松阪市民病院事務部

日常の外来診察においても、大学病院から非常勤の応援医師の派遣を受けて行っています。大学医局は日常の診療体制を支える大切な存在となっています



出所:松阪市民病院事務部

松阪市民病院の輪番日の勤務のうち3割程度は応援医師によって支えられています。 大学からの応援医師が引き揚げられた場合、救急医療が成り立たない恐れがあります

松阪市民病院の救急輪番を支える医師の勤務状況

松阪市民病院輪番日の医師勤務体制 (令和4年度 83日間)

常勤医師 延べ828人

7:3

応援医師 延べ332人

応援医師の派遣元である大学医局が、今後働き方改革への対応により 派遣医師数を制限せざるを得ない場合は、 当院の応援医師が少なくなる可能性もある

> 常勤医師 延べ828人 のまま!?

?:?

応援医師 延べ???人

出所:松阪市民病院事務部

# 医師の働き方改革が施行されることで、輪番体制の維持や、日勤帯の診療範囲への制限など、提供できる医療サービスに懸念が生じる可能性があります

働き方改革による病院への影響

### 医師の働き方への影響要因

- ①休日労働を含めた年間残業時間:960時間以下
- ②連続勤務時間:28時間
- ③勤務間インターバル:9時間

# 朝 昼 夜 日勤 夜勤

日勤の

勤務間インターバル義務

勤務間インターバル(イメージ)

#### 懸念される事項

#### 派遣元の大学病院への影響の余波・・・

多くの医師数を確保しなければ大学病院が運営できないため、派遣先を絞るしかない

大学からの応援に頼ることの多い救急輪番体制 の維持は困難となります

#### 懸念される事項

火

夜勤

#### 日勤帯の医師が減ると・・・

- ・複数の医師が必要な手術はできなくなる
- ・外来診察のできる医師が今より少なくなる

人数の少ない診療科の運営が厳しくなることが 懸念されます。また大学病院からは診療範囲に制 限のない、症例数の多い病院への派遣が優先さ れる可能性があります 今後の委員会において検証等が必要な事項

## 令和2年2月の提言書に記載されている松阪市民病院の在り方について、公立病院 経営強化ガイドラインに照らして検証等を行います

#### 今後の委員会において検証等が必要な事項

地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方に関する提言書(令和2年2月)

松阪市民病院は地域包括ケア病床を中心とした病院に機能転換し、高度急性期、 急性期、慢性期、在宅医療等をつなぐ地域医療のかけ橋となるべきである。

### 公立病院経営強化ガイドライン

## 【役割・機能の最適化と連携の強化】

回復期機能の充実に向け、公立病院として提供していくべき役割・機能について、令和2年2月の提言書の内容について再検証

## 【医師・看護師等の確保と働き方改革】

■ 地域における病床機能の 再編を行うことで医療専 門職の地域での確保や 働き方改革への柔軟な 対応ができるかを新たに 検証

## 【新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組】

■ 新興感染症への対応として、松阪区域における松 阪市民病院の担うべき役割について、新たに検証

#### 上記の役割を果たしていくために

#### 【経営形態の見直し】

□ 指定管理者制度が最も望ましい とした経営形態を再検証